

保育所・認定こども園・幼稚園 「登園自粛要請期間」を 5月31日まで延長します

市では、「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のため、すべての保育所・認定こども園・幼稚園において、4月20日から5月6日までを「登園自粛要請期間」と位置づけ、可能な限り、ご家庭での保育をお願いしております。

それぞれお仕事等大変な状況かと思いますが、多くの皆様にご理解とご協力をいただき、登園を控えていただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

今後の状況によりましては、登園自粛要請期間の延長も検討する必要があると考えております。

保護者の皆様におかれましては、今後とも、お子さんの安全・安心のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、ご家庭での保育が困難な場合は、登園いただけますので、園へご連絡ください。